

とちぎグリーン成長産業創出支援事業 F S 調査 助成金交付要領

(総 則)

第 1 条 とちぎグリーン成長産業創出支援事業実施要領第 4 条に基づき、栃木県が実施する「とちぎグリーン成長産業創出支援事業」における F S 調査助成事業については、この要領の定めるところによるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者。

(2) みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有。

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占める。

(3) F S 調査

カーボンニュートラル社会の実現に資する技術開発のうち、シーズの探索、アイデアの事業性検討や開発シナリオの策定等を行うための事前調査。

(助成の目的)

第 3 条 県内企業等が行う、カーボンニュートラル社会の実現に資する革新的技術の実装や新産業の創出が見込まれる技術開発について、事業化の検討段階である F S 調査を支援することにより、本県産業の持続的発展を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第 4 条 助成対象者は、1 者のみにより事業を行う場合には、県内に事業所を有する中小企業とする。ただし、みなし大企業を除く。

また、県内に事業所を有する企業等が 2 者以上の連携により事業を行う場合には、中小企業を含むこととする。

(助成対象事業)

第 5 条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、県内に事業所を有する企業等が行う F S 調査とする。

なお、国による補助金の交付をすでに受けている、若しくは受けることが確定しているもの及び起業・創業、事業承継、第二創業による取組等を除く。

(適用範囲)

第 6 条 助成対象経費、助成期間、助成限度額、助成率は別表のとおりとする。

(助成金の交付の申請)

第 7 条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書に必要書類を添えて、知事が定める期日までに提出しなければならない。

(事業の着手時期)

第8条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。

(助成金の交付決定)

第9条 知事は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請について助成金の交付を適当と認めるときは、申請した事業者（以下「申請者」という。）に対し、速やかに助成金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の交付決定を行うに当たっては、あらかじめ助成事業審査委員会に諮問し、その答申を受けなければならない。

3 知事は、第1項の場合において適正な交付のため必要と認めるときは、助成金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。

(採択の基準)

第10条 助成事業は、以下の各号に掲げる採択基準の観点から総合的に評価し、予算の範囲内で採択するものとする。

(1) カーボンニュートラル社会の実現に資する技術開発（システム構築等を含む。）のうち、シーズの探索、アイデアの事業性検討や開発シナリオの策定等を行うための事前調査を行うことにより、今後5年間程度での実用化を目指すものと認められること。

(2) 研究内容が計画的であり、かつ、相当の実現性を有すると認められること。

(3) 研究の実施体制及び管理体制が十分であると認められること。

(助成金の交付条件)

第11条 知事は、助成金の交付決定を行う場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる条件を附するものとする。

(1) 助成事業を行うために締結する契約に関する事項その他助成事業に要する経費の使用方法に関すること。

(2) 助成事業の内容の変更又は助成事業に要する経費の配分の変更(第14条各号に規定する軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 助成事業を中止又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告し、指示を受けること。

(5) 当該助成事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。ただし、自己負担分に対する補助金についてはこの限りではない。

2 知事は、前項に定めるもののほか、助成金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(助成金の交付決定通知)

第12条 知事は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容（条件を附した場合にあっては当該条件を含む。）を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 助成金の交付決定を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から10日以内に

申請の取下げをすることができるものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができるものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更承認等)

第14条 助成事業者が、助成金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更該当する場合は、この限りでない。

- (1) 助成事業に要する経費の20%以内の減少となる事業の内容変更
- (2) 助成目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更
- (3) 助成対象経費の経費区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができるものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第15条 知事は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が、前項の規定により、助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 助成事業に要する経費のうち助成金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができない場合
- (3) 前各号に規定する場合のほか、助成事業者が助成事業を遂行することができない場合（助成事業者の責に帰すべき事由による場合を除く。）

3 第13条の規定は、第1項の規定による取消し等をした場合について準用する。

(助成事業の遂行)

第16条 助成事業者は、本要領の規定並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他本要領に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。また、助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第17条 助成事業者は、助成事業の遂行の状況に関し、助成事業遂行状況報告書に別に定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(事業遂行の指示等)

第18条 知事は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを指示することができるものとする。

2 知事は、助成事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の

遂行の一時停止を命ずることができるものとする。

- 3 知事は、前項の規定により、助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、助成事業者が当該助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合されるための措置を知事の指定する日までに執らないときは、第24条第1項の規定により、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(代表者等の変更届)

第19条 助成事業者が、代表者又は所在地を変更したときは、直ちに代表者変更届又は所在地変更届に変更後の登記簿謄本及び定款、関係規約、会則等変更内容を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 助成事業者の合併等により企業等が事業を継承したときは、助成事業者は事業継承届に合併契約書等事業継承を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告及び評価等)

第20条 助成事業者は、交付決定に係る助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、知事が別に定める期日までに助成事業の成果及びそれに関する評価を記載した実績報告書に必要な書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(検査等)

第21条 知事は、前条の規定により助成事業の完了の報告があったとき又は助成事業の一部について検査の請求があったときは、助成事業者に対し、関係職員をして当該助成事業に係る書類、帳簿その他必要な物件の検査を行わせることができる。

- 2 知事は、助成事業の適正を期するため必要があると認めるときは、関係職員をして助成事業者に対し、その事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

(是正のための措置)

第22条 知事は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に指示することができるものとする。

- 2 第20条の規定は、前項の規定による指示に従って行う措置の完了について準用する。

(助成金の額の確定)

第23条 知事は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び第21条に規定する検査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第24条 知事は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成事業に関して助成金の交付決定の内容、これに附した条件その他法令等若しくは本要領に基づく知事の処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第12条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成金の交付)

第25条 助成金は、第23条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書を知事に提出するものとする。

(理由の提示)

第26条 知事は、第18条の規定による助成事業の遂行の指示等、第22条の規定による助成事業の是正のための措置又は第24条の規定による助成金の交付決定の取消しを行うときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(助成金の返還)

第27条 知事は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 知事は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第28条 助成事業者は、第24条第1項の規定による交付決定の取消しにより、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 助成金が、2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

4 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

6 第1項及び第4項の規定に定める加算金及び延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産の処分の制限)

第29条 助成事業者は、助成事業により取得した財産（助成事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 助成事業者は、知事が定める期間内に、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が、知事が定める期間を経過している場合を除き、助成事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。
- 3 助成事業者は、助成事業が完了した後も、助成事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(助成金の経理及び関係書類等の保存)

第30条 助成事業者は、助成金に係る経理について、収支を明確にした証拠の書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(実施結果の状況報告等)

第31条 助成事業者は、助成事業の終了後3年間、毎事業年度終了後20日以内に当該助成事業に係る過去1年間の研究成果の状況等について、状況等報告書により知事に報告しなければならない。

- 2 助成事業者は、交付申請書に記載した目標の達成状況等、知事が行う調査等に対し協力しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第32条 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権等の産業財産権等を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又は産業財産権等を譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、第20条に規定する実績報告書又は前条に規定する状況等報告書にその旨を記載しなければならない。ただし、前条に規定する状況等報告書の報告期間を経過している場合は、状況等報告書に準じた様式で報告するものとする。

(その他)

第33条 知事は、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要領に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4(2022)年8月30日から適用する。

別表（第6条関係）

1 助成対象経費

区 分	内 容
委託費	市場・技術等の動向調査または共同研究に関する委託経費等に要する経費
コンサルタント費	技術・経営・商品等に係るコンサルティング等に要する経費
リース費	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
直接人件費	<p>技術・製品開発等に直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費</p> <p>直接人件費＝直接作業時間×時間給額</p> <p>直接作業時間は1,800時間を限度とし、直接作業時間が1,800時間を超える者は1,800時間とする。</p> <p>時間給額は2,500円を限度とし、時間給額が2,500円を超える者は2,500円とする。</p> <p>「直接人件費」の時間給額は、下記の式により算出するものとする。ただし、給与形態が年俸制の場合は、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。</p> <p>時間給額＝（年間基本給＋年間諸手当）÷年間所定労働時間</p> <p>ここで、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費（事業者負担分とする。）、管理職手当（技能職に対する手当を含む。）及び賞与とし、時間外手当は除く。</p> <p>（補助対象経費総額の40%以内）</p>
旅費	事業を行うために必要な国内出張等に要する経費
会議費	<p>事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費</p> <p>（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）</p>
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、調査報告書等の印刷製本等に要する経費
通信費	事業を行うために必要な郵便料、運送代、通信・電話料等に要する経費
その他の経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの（データの分析、解析、測定、文献購入、翻訳通訳等に要する経費等）

※消費税及び地方消費税は助成対象外

2 助成期間、助成限度額、助成率

研究段階		F S 調査
助成期間		交付決定日から当該年度内
助成 限度額		500万円以内 (1者単独、2者以上連携問わない)
助成率	中小企業等	2 / 3 以内
	大企業 (1者単独での 申請を除く)	1 / 2 以内

とちぎグリーン成長産業創出支援事業 F S 調査助成金交付要領 実施細則

1 総 則

この細則は、とちぎグリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金交付要領（以下「要領」という。）の実施にあたり必要な事項について定めるものとする。

2 助成金の交付申請

要領第7条に規定する助成金交付申請書の様式は、別記様式第1号、別記様式第1号の2、別記様式第1号の3、別記様式第1号の4及び別記様式第1号の5とする。

3 助成金の交付決定

要領第12条に規定する助成金の交付決定の通知の様式は、別記様式第2号とする。

4 事業計画の変更等の承認申請

要領第14条第1項に規定する事業計画変更承認申請書の様式は、別記様式第3号、別記様式第3号の2及び別記様式第3号の3とする。

5 状況報告

要領第17条に規定する助成事業遂行状況報告書の様式は、別記様式第4号及び別記様式第4号の2とする。

6 代表者等の変更届

- (1) 要領第19条第1項に規定する代表者変更届及び所在地変更届の様式は、別記様式第5号及び別記様式第6号とする。
- (2) 要領第19条第2項に規定する事業継承届の様式は、別記様式第7号とする。

7 実績報告書

- (1) 要領第20条に規定する実績報告書及びその添付書類の様式は、別記様式第8号、別記様式第8号の2、別記様式第8号の3、別記様式第8号の4及び別記様式第8号の5とする。
- (2) 要領第20条に規定する実績報告書の提出期限は、助成事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同様。）の日から起算して30日を経過した日又は助成事業の期間の終了の日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日とする。

8 助成金の額の確定

要領第23条に規定する助成金の額の確定に係る通知の様式は、別記様式第9号とする。

9 助成金交付請求書

要領第25条第2項に規定する助成交付請求書の様式は、別記様式第10号とする。

10 財産処分承認申請書

要領第29条第2項に規定する財産処分承認申請書の様式は、別記様式第11号とする。

11 書類、帳票等の保存期間

要領第30条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間とする。ただし、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年間を超える場合にあつては、当該5年間を超える期間とする。

12 状況等報告書

要領第31条第1項に規定する状況等報告書の様式は、別記様式第12号とする。

附 則

この細則は、令和4(2022)年8月30日から適用する。

栃木県知事 様

所在地
名称
代表者 職氏名 印

令和 年度グリーン成長産業創出支援事業F S調査助成金交付申請書

とちぎグリーン成長産業創出支援事業F S調査助成金交付要領第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 調査テーマ名

2 事業計画の内容

別記様式第1号の2 事業計画書

別記様式第1号の3 助成事業支出内訳

別記様式第1号の4 F S調査実施スケジュール

別記様式第1号の5 インキュベーション研究・実用化開発実施スケジュール

3 調査に要する経費及び助成金交付申請額

調査に要する経費 円

助成金交付申請額 円

4 確認事項 ※中小企業者の方のみ該当にチェック

・当社は「みなし大企業」に該当 する しない

○ みなし大企業の定義（下記のいずれかに該当する場合）

- ・発行済株式の総数又は出資価格の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

事業計画書

申請者の概要	企業名				設立	年月
	代表者名				資本金	千円
	所在地	〒			従業員数	人
	電話番号		FAX		連絡者名	
	事業内容					
調査のテーマ						
調査の目的						
調査の内容	(200文字以内)					
調査の期間	開始予定	令和	年	月	日	
	完了予定	令和	年	月	日	
調査に要する経費	総額	円			(助成金交付申請額	円)
調査の分野 (グリーン成長戦略 重要14分野)	<input type="checkbox"/> 洋上風力・太陽光・地熱 <input type="checkbox"/> 水素・燃料アンモニア <input type="checkbox"/> 次世代熱エネルギー <input type="checkbox"/> 原子力 <input type="checkbox"/> 自動車・蓄電池 <input type="checkbox"/> 半導体・情報通信 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 物流・人流・土木インフラ <input type="checkbox"/> 食料・農林水産業 <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> カーボンリサイクル・マテリアル <input type="checkbox"/> 住宅・建築物・次世代電力マネジメント <input type="checkbox"/> 資源循環関連 <input type="checkbox"/> ライフスタイル関連					
調査成果の展望						
市場性・市場規模						
新産業創出の展望						
補助金・助成金の 交付を受けた実績						

※ 必要に応じて拡大し、資料等(会社案内を含む)を添付して下さい。

※ 詳細については、調査内容等説明書に記載して下さい。

調査内容等説明書

- 1 調査の概要
- 2 調査の背景、当該分野における研究開発動向及び申請者等が行った関連業務・研究のこれまでの成果
- 3 調査の技術的目標値
- 4 調査の具体的内容
- 5 期待される効果、カーボンニュートラル実現への貢献
- 6 新産業の創出について
- 7 専門用語等の解説

助成事業支出内訳

(単位：円)

項目	内訳	金額(税抜き)
委託費		
小計		
コンサルタント費		
小計		
リース費		
小計		
直接人件費		
小計		
旅費		
小計		
会議費		
小計		
印刷製本費		
小計		
通信費		
小計		
その他の経費		
小計		
調査に要する経費 計①		
① × 補助率 2 / 3 (1 / 2) ②		

※ 費用は申請者が負担する金額を記載して下さい。(消費税及び地方消費税は含めないこと)

※ 助成限度額(500万円)

資金調達方法

区 分	金 額	資 金 の 調 達 先
自 己 資 金	千円	
借 入 金	千円	
そ の 他	千円	
助成金交付申請額	千円	
合 計	千円	①の金額と同額

別記様式第1号の4 F S調査実施スケジュール

(番号) 実施内容	実施期間 (年 月～ 年 月)

別記様式第1号の5 インキュベーション研究・実用化開発実施スケジュール

(番号) 実施内容	実施期間 (年度～ 年度)	

様

栃木県知事

令和 年度グリーン成長産業創出支援事業F S調査助成金交付決定通知書

年 月 日付け(番号)で申請のあった 年度グリーン成長産業創出支援事業F S調査助成金交付要領第12条の規定により下記のとおり交付することが決定したので通知します。

記

- 1 この助成金の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった 年度グリーン成長産業創出支援事業F S調査助成金交付申請書のとおりとする。
- 2 助成事業に要する経費及び助成金の額並びに助成事業期間は、次のとおりとする。ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成事業に要する経費	金	円
助成金の額	金	円
助成事業期間	年 月 日～	年 月 日
- 3 県が交付する助成金交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 助成事業の内容及び経費の配分を変更しようとする場合は、事前に県の承認を受けること。ただし、次号に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
 - (2) 前号に定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。
 - ア 助成事業に要する経費の20パーセント以内の減少となる事業の内容の変更
 - イ 助成目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更
 - ウ 助成対象経費の経費区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分の変更
 - (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は県の承認を受けること。
 - (4) 助成事業が予定期間に完了しない場合又は当該助成事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに県に報告して、その指示を受けること。
 - (5) 県が必要と認めるときはその指示に従って助成事業の遂行状況を 月 日までに報告すること。
 - (6) 助成事業を行うために契約その他経費を支出する場合には、適正かつ効率的に行うこと。
 - (7) 助成事業が完了したときは、助成事業の完了(廃止の承認をうけた場合を含む。以下同様。)の日から起算して30日を経過した日又は助成事業の期間の終了の日から起算して10日を経過

した日のいずれか早い日までに実績報告書を県に提出すること。

(8) 助成事業に係る経理について収支の事項を明確にした証拠書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間保存すること。(助成事業により取得等した財産がある場合は、県が指示した期間とする。)

(9) その他、交付要領に従うこと。

4 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

5 助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、当該交付決定の日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

番 号
年 月 日

栃木県知事 様

所在地
名称
代表者 職氏名 印

令和 年度グリーン成長産業創出支援事業F S調査助成金に係る事業計画変更承申請書

年 月 日付け産政第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、とちぎグリーン成長産業創出支援事業F S調査助成金交付要領第14条第1項の規定により承認を申請します。

記

1 変更後の助成金交付申請額 金 円

2 変更の理由

3 変更の内容

(注) 変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入し、変更事業計画書（別記様式第3号の2）及び変更収支内訳書（別記様式第3号の3）を添付してください。

変更事業計画書

区 分	変更前計画	変更後計画

変更支出内訳

(単位：円)

項目	変更内容	変更前金額(税抜)	変更後金額(税抜)
委託費			
小計			
コンサルタント費			
小計			
リース費			
小計			
直接人件費			
小計			
旅費			
小計			
会議費			
小計			
印刷製本費			
小計			
通信費			
小計			
その他の経費			
小計			
調査に要する経費 計①			
① × 補助率 2 / 3 (1 / 2) ②			

※ 費用は申請者が負担する金額を記載して下さい。(消費税及び地方消費税は含めないこと)

※ 助成限度額(2年間の合計で500万円)

番 号
年 月 日

栃木県知事 様

所在地
名称
代表者 職氏名 印

令和 年度グリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金に係る事業遂行状況報告書

年 月 日付け産政第 号をもって交付決定通知のあった事業の遂行状況について、
とちぎグリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金交付要領第 17 条の規定により下記のとおり報
告します。

記

1 調査のテーマ名

2 助成事業の遂行状況 (月 日現在)

- (注) 1 申請書の助成事業内容説明書と対応させて、事業の経過とその成果を簡明に記載すること。
2 事業のスケジュールと実績を比較して、遅速のある場合はその理由を記載すること。

3 資金支出の状況（ 月 日現在）

経費項目	内容	仕様等	単位	数量	単価(円)	金額(円)		契約年月日 (※)	実施年月日	支払年月日	支払先	助成金充当額(円)	備考
						予算額	決算額						
小計													
小計													
小計													
小計													
合計													

(注) 1 申請書の助成事業支出内訳と対応させて記載すること。

2 「実施年月日」については、各経費に関する事業を実施した日（物品に関しては入手日）等を記載すること。

※ 契約書(または注文請書)を作成している場合のみ記載。

別記様式第4号の2

助成事業調査（作業）日誌

____月 分

職 種	
氏 名	

年 月 日	調 査 時 間	時 間 数	調 査 内 容	図面記録等	責 任 者 印
~~~~~					
月 分 時 間 数 合 計					

※ 調査日誌又は作業日報は、各調査者ごとに作成してください。

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所在地  
名称  
代表者 職氏名 印

令和 年度グリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金に係る代表者変更届

年 月 日付け産政第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり代表者を変更したので、とちぎグリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金交付要領第19条第1項の規定により代表者変更届を提出します。

記

1 変更前の代表者

2 変更後の代表者

3 変更年月日 年 月 日

(注) 新たな登記簿謄本及び定款、関係規約、会則等変更内容を証する書面を添付すること。

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所在地  
名称  
代表者 職氏名 印

令和 年度グリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金に係る所在地変更届

年 月 日付け産政第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり所在地を変更したので、とちぎグリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金交付要領第19条第1項の規定により所在地変更届を提出します。

記

- 1 変更前の所在地
- 2 変更後の所持地
- 3 変更年月日 年 月 日

(注) 新たな登記簿謄本及び定款、関係規約、会則等変更内容を証する書面を添付すること。

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所在地  
名称  
代表者 職氏名 印

令和 年度グリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金に係る事業継承届

年 月 日付け産政第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記の者に事業継承したので、とちぎグリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金交付要領第19条第2項の規定により事業継承届を提出します。

記

1 事業継承者

2 事業継承の理由

3 事業継承年月日 年 月 日

(注) 合併契約書等事業継承を証する書面を添付すること。

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所在地  
名称  
代表者 職氏名 印

令和 年度 グリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金に係る実績報告書

年 月 日付け産政第 号をもって交付決定通知のあった事業について、事業が完了したので、とちぎグリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金交付要領第20条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 調査テーマ名
- 2 補助事業実績報告書 様式第8号の2のとおり
- 3 決算総表 様式第8号の3のとおり
- 4 収支明細書 様式第8号の4のとおり
- 5 補助事業調査日誌 様式第8号の5のとおり

6 補助金交付決定額

金 _____ 円

補助金決算額

金 _____ 円

7 補助事業完了の期日

年 月 日

(注) 申請書の助成事業内容説明書に記載した内容と異なる場合、その理由を記載すること。

1 事業の経過

(1)事業担当者

(2)実施場所

(3)事業実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(4)事業の経過

(5)実績

2 調査の成果

(1)成果

(2)調査の結果、特許等の産業財産権の登録の出願をしているときはその状況

3 今後の見通し

## 決 算 総 表

## 1 収入

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	備考
自己資金			
借入金			
助成金			
その他			
合計			

## 2 支出

## 【 事業】

経費区分	内容	予算額 (円)	決算額 (円)	助成金充当額(円)	備考
小計					
小計					
合計					

- (注) 1 予算額には申請書の助成事業支出内訳の金額を記載すること。助成事業計画の変更承認を受けた場合には変更後の金額を記載すること。
- 2 予算額と決算額が著しく相違するときは、その理由を備考欄に記載すること。

収 支 明 細 書

1 収入

区分	金額 (円)		調達年月日	調達先	備考
	予算額	決算額			

2 支出

経費項目	内容	仕様等	単位	数量	単価 (円)	金額(円)		契約年月日 (※)	実施年月日	支払年月日	支払先	助成金充 当額 (円)	備考
						予算額	決算額						
小計													
小計													
小計													
小計													
合計													

- (注) 1 申請書の助成事業支出内訳と対応させて記載すること。  
 2 「実施年月日」については、各経費に関する事業を実施した日（物品に関しては入手日）等を記載すること（事業遂行状況報告書に同じ）。  
 3 予算額と決算額が著しく相違するときは、その理由を備考欄に記載すること。

※ 契約書(または注文請書)を作成している場合のみ記載。



助成事業調査（作業）日誌

____月分

職 種	
氏 名	

年 月 日	調査時間	時間数	調 査 内 容	図面記録等	責任者印
月分 時間数合計					

※ 調査日誌又は作業日報は、各調査者ごとに作成してください。

番 号  
年 月 日

様

栃木県知事

令和 年度グリーン成長産業創出支援事業F S調査助成金の額の確定通知書

年 月 日付け産政第 号をもって交付決定通知を行った事業については、とちぎグリーン成長産業創出支援事業F S調査助成金交付要領第23条の規定により下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

1 調査のテーマ名

2 助成金 金 円

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所在地  
名称  
代表者 職氏名 印

令和 年度グリーン成長産業創出支援事業 F S 調査助成金に係る助成金交付請求書

年 月 日付け産政第 号をもって助成金交付決定通知のあった事業について、とちぎグリーン成長産業創出支援事業 F S 調査助成金交付要領第 25 条第 2 項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 調査のテーマ名

2 助成金確定額 円

3 助成金請求額 金 円

4 振込先

金融機関名：

普通・当座預金の別： 普通 ・ 当 座

ふりがな  
口座名義：

口座番号：

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名称

代表者 職氏名

印

令和 年度グリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け産政第 号をもって交付決定通知のあった上記事業により取得した下記の財産を処分したいので、とちぎグリーン成長産業創出支援事業F S 調査助成金交付要領第29条第2項により、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所在地  
名称  
代表者 職氏名 印

令和 年度グリーン成長産業創出支援事業 F S 調査助成金に係る状況等報告書 ( 年度分)

年 月 日付け産政第 号をもって助成金交付決定通知のあった事業について、とちぎグリーン成長産業創出支援事業 F S 調査助成金交付要領第 31 条第 1 項の規定により下記のとおり状況等を報告します。

記

1 調査のテーマ名

2 調査成果の状況

(1) 当該年度の調査成果の実用化に向けた状況

(2) 問題点、今後の取組